

広島県水道広域連合企業団管理規程第60号

広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における給水装置設置工事資金融資の利子助成に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における給水装置設置工事
資金融資の利子助成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）第2条に掲げる三原市水道事業の給水区域の三原市久井町及び大和町の給水区域内において、水道を使用するための給水装置設置工事をしようとする際に、金融機関から当該工事に必要な資金の融資を受けた者に対して利子助成を行うことに関し必要な事項を定め、水道の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第12項に規定する給水区域をいう。
- (2) 給水装置設置工事 広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第45号）第4条第1号に規定する新設工事のうち、配水管の分岐部から水道メーターまでの工事をいう。
- (3) 給水装置設置工事資金 給水装置設置工事をを行うために必要な資金をいう。
- (4) 利子 給水装置設置工事資金の融資に係る利子及び保証料をいう。
- (5) 取扱金融機関 三原市久井町又は大和町に所在し、給水装置設置工事資金の融資を行う金融機関をいう。

(利子助成の要件)

第3条 利子助成を受けることができる者（以下「債務者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 水道料金、設計審査手数料、工事検査手数料又は加入金を滞納していないこと。
- (2) 利子助成期間中は休止することなく継続して水道を使用する意思があること。
- (3) 初回の利子助成までに、給水装置設置工事を完了していること。
- (4) 取扱金融機関が定めた償還期限までに利子を償還していること。
- (5) 給水装置設置工事資金の融資に係る利率及び保証料率は併せて年6.5パーセント以内であること。

(利子助成の範囲等)

第4条 利子助成の範囲及び方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利子助成の対象融資額 1件につき10万円以上200万円以下とする。
- (2) 利子助成期間 融資を受けた日の属する月の翌月から120月以内の利子とする。
- (3) 利子助成の方法 債務者が当該年度に支払った利子に対し、次年度に一括して債務者が指定した口座に振り込むものとする。

(利子助成の申請)

第5条 利子助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、給水装置設置工事資金融資利子助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて企業長に提出するものとする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の見積った給水装置設置工事で企業長の設計審査に合格した見積書
- (2) 当該融資の契約書の写し
- (3) 取扱金融機関から発行された償還計画表の写し

2 前項の規定による申請書は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事の工事検査までに広島県水道広域連合企業団三原事務所に提出するものとする。

(利子助成の決定及び通知)

第6条 企業長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子助成を決定し、給水装置設置工事資金融資利子助成決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(利子助成の取消し)

第7条 企業長は、債務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 給水装置設置工事を取りやめたとき、又は利子助成期間中に給水装置の使用を廃止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利子助成を受けたとき。
- (3) 取扱金融機関が当該融資を取り消したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が利子助成の取消しの必要があると認めるとき。

2 企業長は、前項の規定により利子助成の決定を取り消したときは、当該債務者に対し、給水装置設置工事資金融資利子助成取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の規定により利子助成の決定の取消しを受けた者は、企業長が当該債務者に対し支払った利子助成に相当する額を指定する日までに企業長に返還しなければならない。

(償還状況の報告)

第8条 取扱金融機関は、企業長が債務者の償還状況の照会を行った際には、給水装置設置工事資金融資償還状況報告書（様式第4号）により、償還状況等を企業長に報告しな

なければならない。

(届出の義務)

第9条 債務者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 差押えを受け、又は破産したとき。

2 前項第2号に該当するときは、当該債務者の相続人が届け出るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、給水装置設置工事資金融資の利子助成に関する規程（平成29年3月31日水道事業管理規程第5号）によりされた申請、決定および通知、取消し、その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりされたものとみなす。

整理番号	※
------	---

給水装置設置工事資金融資利子助成申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

申請者 住所 _____
 フリガナ _____
 氏名 _____ (印)
 (電話番号 _____)

給水装置設置工事資金融資利子助成を受けたいので申請します。

なお、利子助成に係る調査（水道料金、設計審査手数料、工事検査手数料、加入金、金融機関への償還状況）をすることに同意します。

施 工 場 所	三原市	
融 資 金 融 機 関 名	農協 信用組合	
融 資 決 定 額	円	
利 子 助 成 振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 農協 信用組合
	店 舗 名	支店
	口 座 種 別	普通・当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	(フリガナ) _____

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。
 2 契約書の写し及び償還計画表の写しを添付してください。
 3 指定給水装置工事事業者の見積った給水装置設置工事で企業長の設計審査に合格した見積書を添付してください。

※ 備 考	<input type="checkbox"/> 水道料金 <input type="checkbox"/> 設計審査手数料 <input type="checkbox"/> 工事検査手数料
	<input type="checkbox"/> 加入金
	年 月 日

様式第2号（第6条関係）

給水装置設置工事資金融資利子助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長 印

年 月 日付けで申請のありました給水装置設置工事資金融資利子助成については 適 ・ 否 と決定したので通知します。

なお、申請内容等に変更があったときは、速やかに届け出てください。

整理番号	
利子助成対象融資額	円

否となった理由

様式第3号（第7条関係）

給水装置設置工事資金融資利子助成取消通知書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長 

次のとおり給水装置設置工事資金融資利子助成を取り消したので通知します。

決 定 日	年 月 日	整理番号	
取消理由			

